

実践型地域雇用創造事業関連融資制度について①

1. 金融機関の要件

- 協議会の構成員であること
- 経理的基礎を有すること
- 3年以内に融資見込みがあること

➡ **【指定金融機関】に指定**

2. 事業者の要件(融資前に確認)

- 実践事業の「成果物公開セミナー」の受講等により、協議会が開発した成果物のノウハウの提供を受け、ノウハウを活用し、創業又は事業拡大を行うこと
- 地域の効果的な雇用創造に資すると認められること
- 5年以内に1人以上の雇用増加を誓約すること
- 資金計画が適正と認められること

➡ **【推薦事業者】に指定**

3. 事業者の雇用要件(融資後に確認)

【雇用要件① 誓約の達成】

- 最初の融資日から5年以内に1人以上の正規雇用労働者を雇い入れること

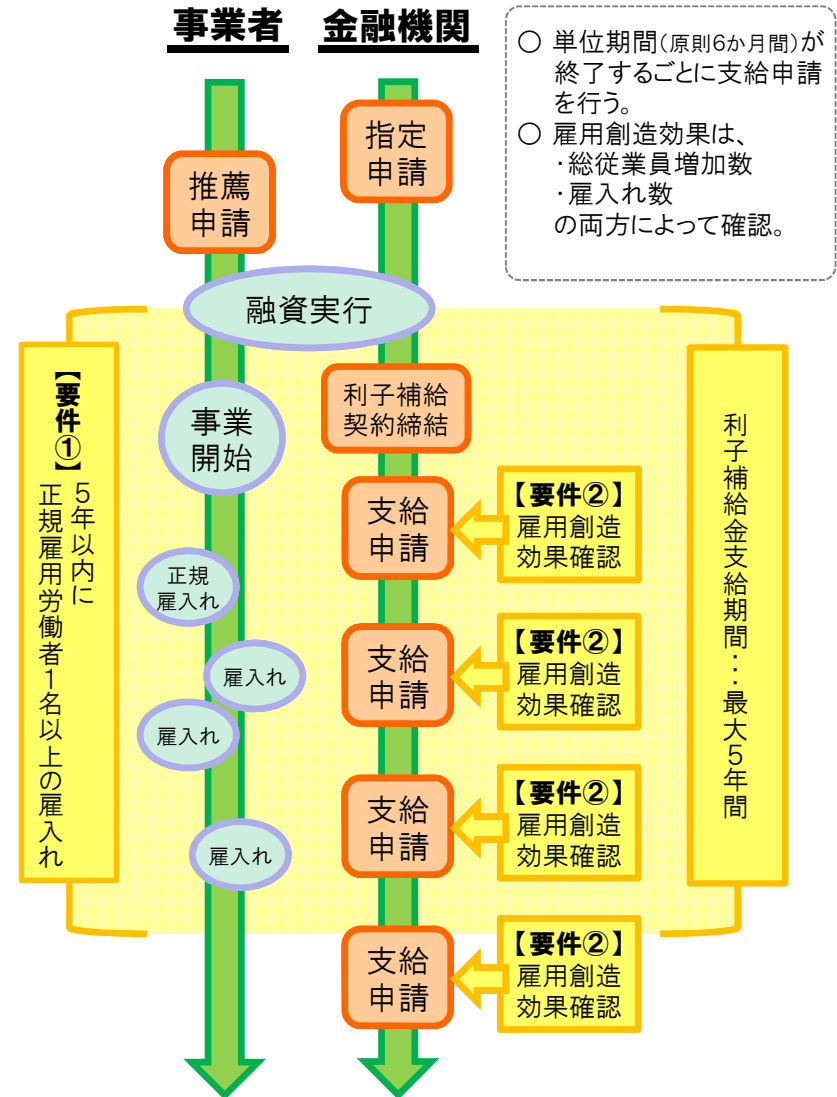
➡ **確認できない場合は利子補給金を返納**

【雇用要件② 雇用創造効果】

- 事業所全体の従業員数が増加していること
- 労働者を雇い入れていること

➡ **確認できない場合は支給減額・停止**

4. 全体の流れ



実践型地域雇創造事業関連融資制度について②

○ 事業者が用意する書類(雇用要件確認)

(1) 基準となる従業員数が確認できる書類

● 事業所台帳全記録照会

- ※ 事業者を管轄するハローワークで取得可能。
- ※ 指定金融機関の指定日以降の日付のもの。
- ※ 1度提出(推薦申請書に補足票として添付)。

補足票
(様式4号)
を作成し添付

(2) 誓約に係る正規雇用労働者の雇入れが確認できる書類

- 雇用契約書又は労働条件通知書等
- 6か月分の賃金台帳等
- 6か月分の出勤状況が確認できる書類(出勤簿等)
- 労働協約又は就業規則
 - ※ 融資日以降の日付のもの。
 - ※ 期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けていること。
 - ※ 融資日から5年以内に1度提出(事業効果報告書に添付)。

(3) 雇用創造効果が確認できる資料

① 労働者の雇入れが確認できる書類

● 雇用契約書又は労働条件通知書等

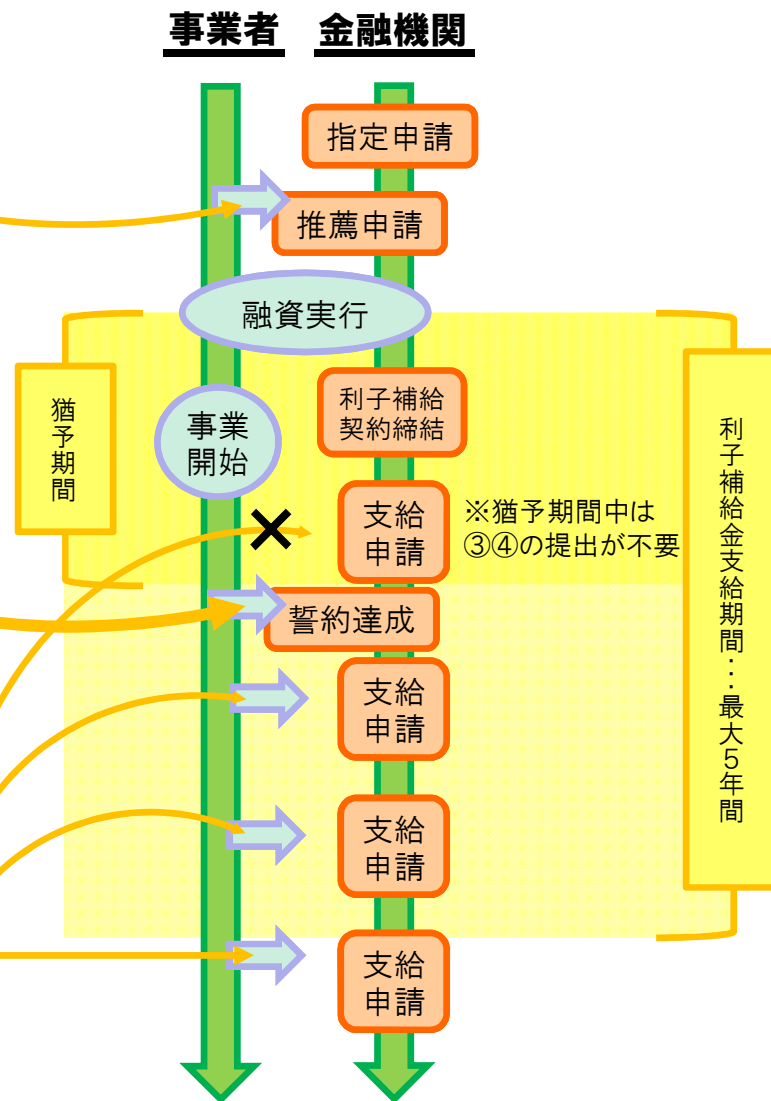
- ※ 融資日以降の日付のもの。
- ※ 有期雇用の場合、雇用契約期間は6か月以上。
- ※ 新たに雇い入れた労働者全員分(提出済のものを除く)。
- ※ 支給申請(原則半年間)ごとに提出(支給申請書に添付)。

② 増加後の従業員数が確認できる書類

● 事業所台帳全記録照会

- ※ 事業者を管轄するハローワークで取得可能。
- ※ 各基準日(単位期間の最終日)以降の日付のもの。
- ※ 支給申請(原則半年間)ごとに提出(支給申請書に添付)。

○ 書類提出のタイミング



実践型地域雇用創造事業関連融資制度について③

○ 利子補給金支給額の算出方法

各単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、貸付残高が弁済により変動するごとに、下記算式によって計算する。

$$\text{【 利子補給金支給額} = A \times (B/365) \times C \text{】}$$

A: 貸付残高

B: Aの貸付残高が存する日数

C: 利子補給率1.0%

(ただし貸付契約に基づく金利が1.0%を下回る場合は、貸付金利が上限)

調整1 予算の範囲による調整

- 予算額を上回る支給申請が見込まれる場合、受付の締切又は利子補給対象融資額の按分調整を行う可能性がある。
- 利子補給対象融資額の按分調整を行った場合、利子補給対象融資額を越える分の貸付残高に対しては、利子補給を行わない。

調整2 雇用創造効果による調整

- 各単位期間ごとに、雇用創造効果に基づいた対象上限額を設定する。
- 貸付残高が対象上限額を超える場合、利子補給金の額は下記算式によって計算する。

$$\text{【 利子補給金支給額} = A' \times (B/365) \times C \text{】}$$

A': **対象上限額**

B: 貸付残高が存する日数

C: 利子補給率1.0%

(ただし貸付契約に基づく金利が1.0%を下回る場合は、貸付金利が上限)

- ただし、**猶予期間**においては対象上限額を定めない。

調整3 誓約内容未達成時の取扱い

- 貸付日から5年が経過した時点で、誓約(1名以上の正規雇用労働者を雇い入れること)達成状況を確認。
- 事業者が誓約を達成できなかった場合、支給済みの利子補給金の返納を命ずる。

雇用創造効果による対象上限額の算出方法

- 利子補給の対象となる融資の上限額である対象上限額は、雇用創造効果に単位融資額を掛け合わせて算出する。

雇用創造効果

「③雇入れ労働者総数」又は「従業員増加数」
のいずれか低い値

(※ 従業員増加数 = ④基準日の雇用保険被保険者である従業員数
- ①融資日前の雇用保険被保険者である従業員数)

対象上限額 =

単位融資額

150万円 × 365日

利子補給率 (最大1.0%) × 利子補給期間 (日数・最大5年間)

※利子補給期間5年間で利子補給率1.0%の場合、3,000万円。

雇用創造効果確認の猶予期間の設定

- 利子補給金支給額の算出において、雇用創造効果による調整を行うことにしているが、貸付後一定期間を猶予期間とし、その期間内は例外的に、対象上限額を設定しない。
- 猶予期間は貸付日から起算して、利子補給期間の1/2の日数が経過した日を含む単位期間の直前の単位期間までとする。この方法によって定める単位期間が存在しない場合には、猶予期間は設けない。